

くまもと農業の後継者確保育成支援事業（中期研修支援事業）公募要領

1 目的

県内農業現場において、農業の担い手が実践的な栽培技術を習得できるよう、中期的な「農家派遣研修」を支援することで、親元就農者等の経営発展を図ることを目的とする。

2 事業内容

（１）対象となる活動

- ①研修期間：概ね１ヵ月（20日（160時間））以上～６か月（120日（960時間））以下
- ②研修内容：受入農家による実地での研修

（２）対象経費

受入農業者に対して、研修生１名あたり月額２万円以内で補助する。

（３）支援対象期間

令和７年（２０２５年）４月１日から令和８年（２０２６年）３月３１日の期間内で実施される中期研修

3 事業主体について

（１）応募対象事業者（①及び②は共同申請者）

- ① 研修受入農業者
- ② 研修生

（２）条件

- ① 研修希望者が求める受入農家の研修内容が特異な品目・高度な技術を含む等の理由により、認定研修機関における受入農家の認定が困難な場合であること
- ② 中期研修について積極的な実施を検討していること

（３）応募にあたっての注意事項

次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、採択を取り消すことができるものとする。

- ① 事業の目的・内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
- ② 虚偽の報告をしたことが判明した場合
- ③ 法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
- ④ 社会的信用を失墜する行為を行った場合
- ⑤ 研修生の労働に伴う対価を支払ったことが判明した場合

4 応募について

(1) 応募方法

事業実施計画書（別記様式第5号）を県担当窓口メールまたは郵送にて提出。

(2) 募集期間

令和7年（2025年）7月17日～令和8年（2026年）2月15日

5 事業の採択

県は実施計画書の審査を行い、事業者の選定後速やかに通知する。その後「くまもと農業の後継者確保育成支援事業」に基づく交付申請手続きを行う。

6 事業実績報告

事業者は、事業完了後速やかに事業実績書（別記様式第5号）を県担当窓口メールまたは郵送にて提出する。